

日 火 連 短 信

令和 8 年 6 月 1 1 日 第 241 号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

専務理事 大岩 伸 夫

T E L 03-5549-9041

F A X 03-5549-9042

U R L <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

昨日より火薬類危害予防週間がスタートしました。

すでに全会員宛にポスターを送付済ですが、別添の「令和 8 年度火薬類危害予防週間実施要領」をご覧頂き、これを機にあらためて次の点に取り組んで頂きますようお願い致します。

1. 関係者における法令遵守の徹底
2. 保安管理体制の再確認
3. 危害予防及び自主保安に関する意識高揚

別件ですが、5 月 2 5 日に『令和 8 年度版火薬類取締法令集』が発刊されました。

令和 8 年 3 月末までの改正法令、告示、府令が掲載されています。

ご注文、問合せ等は、日本火薬工業会までお願いします。

T E L : 0 3 - 5 5 7 5 - 6 6 0 5

<https://www.j-kayaku.jp/>

経済産業省

2 0 2 6 0 5 1 9 保局第 3 号

令和 8 年 5 月 2 1 日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

会長 山田 元宏 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

令和 8 年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する 7 月～ 8 月を控えた毎年 6 月 1 0 日～ 1 6 日に実施しております。

つきましては、別紙のとおり「令和 8 年度火薬類危害予防週間実施要領」を定めましてので、貴会におかれましては傘下会員にその趣旨を周知していただき、当該要領に基づき、上記期間を中心とする期間に、各地の実情に即した取組を開催する等、火薬類の危害予防の徹底に努めるようお願いいたします。

なお、火薬類の危害予防意識の徹底を図るため、ポスターを別途送付いたしましたので、関係者への配布、掲示等により危害予防の意識高揚に努められるようお願いいたします。

見逃しゼロ、思い込みゼロで、
事故ゼロへ！



火薬類危害予防週間

令和
8年

6

10

6

16

主催 経済産業省 各都道府県 各指定都市 協力者名：(公社) 全国火薬類保安協会、各都道府県火薬類保安協会、(公社) 日本煙火協会、(一社) 日本火薬統販組合連合会

